

安平町町民参画推進条例

(逐条解説)

平成26年12月26日施行



<平成26年度開催 町民参画推進条例に基づく住民合意形成事業「あびら夢・未来100人町民フォーラム」>

安平町町民参画推進条例（逐条解説） 目次

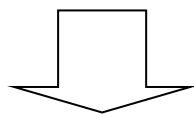
I	まちづくり基本条例と町民参画推進条例の関係性	3
II	町民参画の手續の実施方法等	4
1	町民参画の対象となる重要施策等と町民参画の実施方法	4
	（1）町民参画の対象となる重要施策等	
	（2）町民参画手續の適用対象外	
	（3）町民参画の実施方法	
2	町民参画の具体的方法	6
	（1）パブリック・コメント	
	（2）アンケート調査	
	（3）モニター制度	
	（4）町民説明会	
	（5）ワークショップ	
	（6）審議会等	
3	町民政策提案制度	12
	（1）町民政策提案制度とは	
	（2）町民政策提案の区分	
	（3）町民政策提案の要件	
	（4）町民政策提案制度の流れ	
III	町民参画手續フロー図	14
IV	安平町町民参画推進条例	15
	第1条－第5条	15
	第1条 目的	
	第2条 定義	
	第3条 町民参画の基本原則	
	第4条 町民の役割	
	第5条 町の役割	
	第6条－第10条	18
	第6条 町民参画の対象	
	第7条 町民参画の方法	
	第8条 町民参画の実施	
	第9条 町民政策提案の手續	
	第10条 提出された意見等の尊重	
	第11条－第15条	23

第11条	公表の方法	
第12条	推進委員会の役割	
第13条	町民参画の実施状況等の公表	
第14条	条例の見直し	
第15条	委任	
V	安平町町民参画推進条例施行規則	2 6
第1条・第2条		2 6
第1条	趣旨	
第2条	定義	
第3条―第6条		2 6
第3条	町民参画を実施する総合計画の範囲	
第4条	町民参画を実施する大規模な町の施設の設置に係る計画等の範囲	
第5条	条例第6条第3項に規定する公表内容等	
第6条	町民参画の具体的方法	
第7条―第10条		2 7
第7条	パブリック・コメントの実施等	
第8条	〃	
第9条	〃	
第10条	〃	
第11条―第17条		2 8
第11条	アンケート調査の実施等	
第12条	モニター制度の実施等	
第13条	町民説明会の実施等	
第14条	ワークショップの実施等	
第15条	審議会等の実施等	
第16条	〃	
第17条	〃	
第18条		3 0
第18条	無作為抽出型の公募の取扱い	
第19条		3 1
第19条	町民政策提案の実施等	
第20条・第21条		3 2
第20条	広聴活動	
第21条	補則	
町民政策提案に係る様式		3 3

I まちづくり基本条例と町民参画推進条例の関係性

安平町まちづくり基本条例

第3章 町民参画の推進 (第11条～第15条)	◇町民参画については、町民の知る権利の保障と参加により、町政に対する理解と信頼を深めることで、「参加」から「参画」へと進んでいくものです。そこで、合併後取り組んできた「広聴制度」や「住民投票制度」、「行政手続」、「パブリック・コメント制度」などの位置付けを規定しています。
(町民参画の権利と責任) 第11条 町民は、まちづくりに関する情報を知る権利、まちづくりに参画し意見を述べる権利を有します。 2 町民は、まちづくりへの参画に関して自らが主役としての責任と役割を担い、積極的に参画することに努めます。 3 町民は、いつまでも安心して住み続けられるまちづくりのため、地域環境に配慮しながら、人々のつながりを大切にして、地域発展に資する活動や多角的な国際交流活動に心がけます。 (参画機会と広聴制度) 第12条 町は、町政の基本的な事項を定める重要施策等の策定において、町民参画を基本に進めます。 2 町は、町民の意見を政策に反映させるため、重要施策等の策定にあたっては事前に説明の機会を設けることに努めます。 3 町は、町民からの提案、意見、相談、苦情、照会を聴取するための広聴制度を確立し、政策に反映させるための幅広い意見聴取に努めます。 4 町民の町政参画については、別に条例で定めます。 (パブリックコメント) 第15条 町は、重要施策等の策定にあたっては、町民の意見を政策に反映させるため、パブリックコメント制度を推進します。 2 前項のパブリックコメント制度に関する必要な事項については、別に条例で定めます。	



安平町町民参画推進条例及び同条例施行規則の制定

Ⅱ 町民参画の手続の実施方法等

1 町民参画の対象となる重要施策等と町民参画の実施方法

(1) 町民参画の対象となる重要施策等

町は、次の6項目に該当する施策等の実施・策定にあたり、事前に町民参画の手続を行います。

①総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更

例) 安平町総合計画(基本構想と基本計画)、安平町地域防災計画、安平町過疎地域自立促進市町村計画、安平町都市計画マスタープラン、安平町地域福祉総合計画 など
--

②町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃

例) 安平町まちづくり基本条例、安平町町民参画推進条例、安平町環境基本条例、安平町情報公開条例、安平町個人情報保護条例 など
--

③町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

例) ・安平町空き地の環境保全に関する条例など「罰則」が定められた条例 ・公共施設設置条例など「許認可」について定められた条例 ・その他町民に対する規制や禁止行為を定めた条例 など
--

④大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更

広く町民が使用する公共施設、道路、水道施設等の新設・改修等で、その事業費(用地費、調査設計費を含む)が概ね5億円を超える事業
--

⑤町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定

例) 施設の統廃合、地域公共交通の再編 など

⑥上記①から⑤のほか、町長が特に必要と認める事項

(2) 町民参画手続の適用対象外

次の項目に該当する場合には、(1)で定めた対象施策等であっても、町民参画手続を省略することができます。

- ・ 軽易なもの
- ・ 緊急に行う必要のあるもの
- ・ 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの（町の判断の余地がないもの）
- ・ 町の内部事務処理に関するもの
- ・ 税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

＊ なお、「緊急に行う必要のあるもの」として、町民参画を実施しない場合は、安平町町民自治推進委員会に報告するとともに、対象施策等の名称、概要、担当課名、町民参画を実施しなかった理由（緊急に行う必要があるものと判断した理由）を町広報紙・町ホームページで公表します。

（３）町民参画の実施方法

町民参画の実施方法については、条例第７条と施行規則第６条で定めています。町はこれらの中から、対象となる重要施策等の性質や検討時間などを考慮して、適切な方法を選択するとともに、具体的な方法を複数組み合わせるよう努めます。

条例第７条（区分）	施行規則第６条（具体的方法）
（１） パブリック・コメント等広く意見等を募集するための手続き	☐ パブリック・コメント ☐ アンケート調査 ☐ モニター制度
（２） 集会の形態をとり、町民と町の対話を通じて意見交換等を行うための手続き	☐ 町民説明会 ☐ ワークショップ
（３） 会議の形態をとり、町民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続き	☐ 審議会等 ☐ ワークショップ

[複数の組み合わせ例]

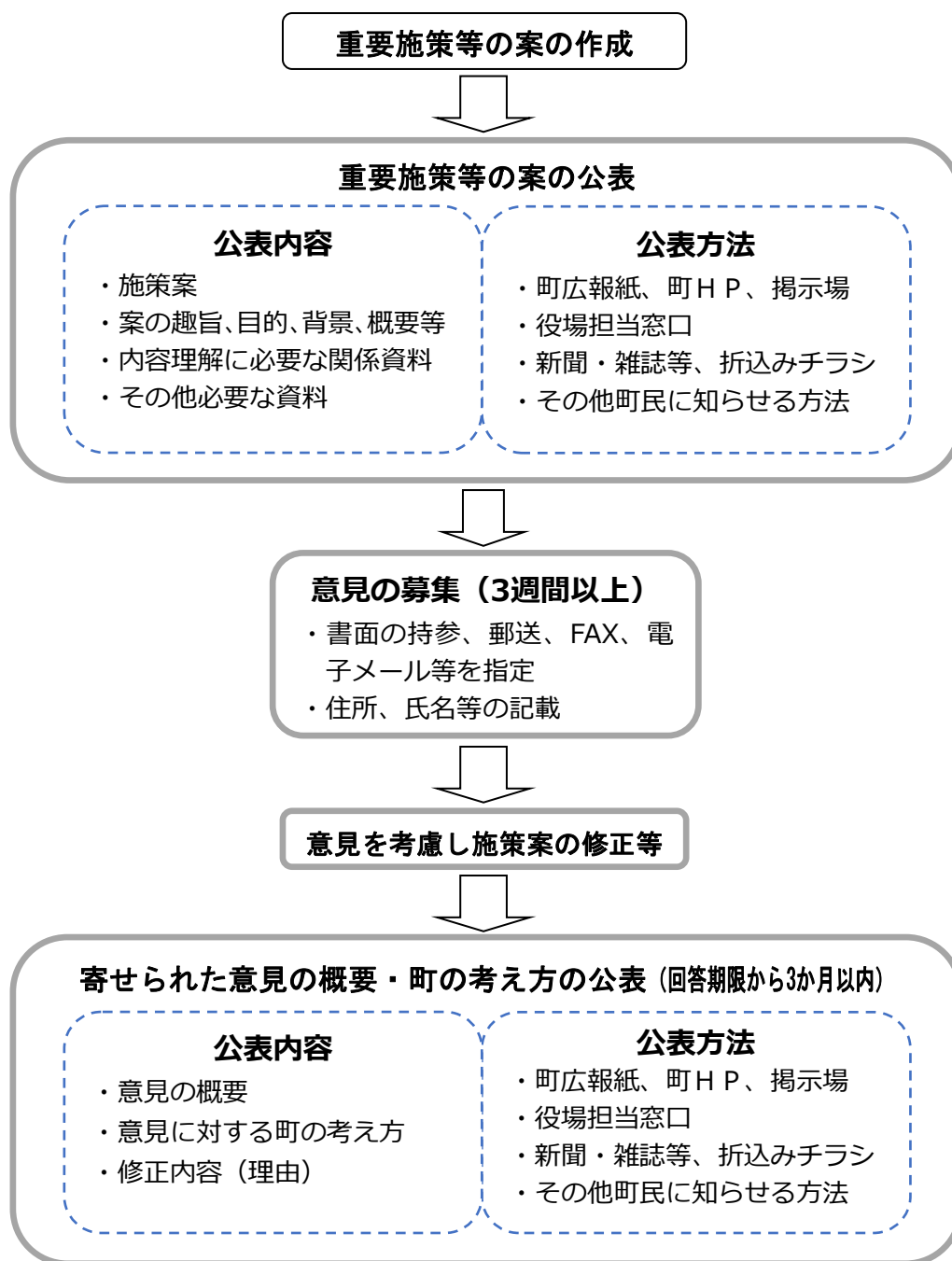
- ◆アンケート調査+ワークショップ+審議会等+パブリック・コメント（総合計画策定）
- ◆ワークショップ+町民説明会（大規模施設建設）
- ◆審議会等+パブリック・コメント（条例改正）

2 町民参画の具体的方法

(1) パブリック・コメント

パブリック・コメントは、町が検討中の重要施策等の案の段階で事前に公表し、これに対する意見や提案、要望を広く募集し、町民からの意見等をもとに案の修正を行い、最終的に意思決定するもので、国・都道府県・市町村の多くがこの手法を取り入れています。

[パブリック・コメントのイメージ] (重要施策等の案の作成に伴う意見聴取)

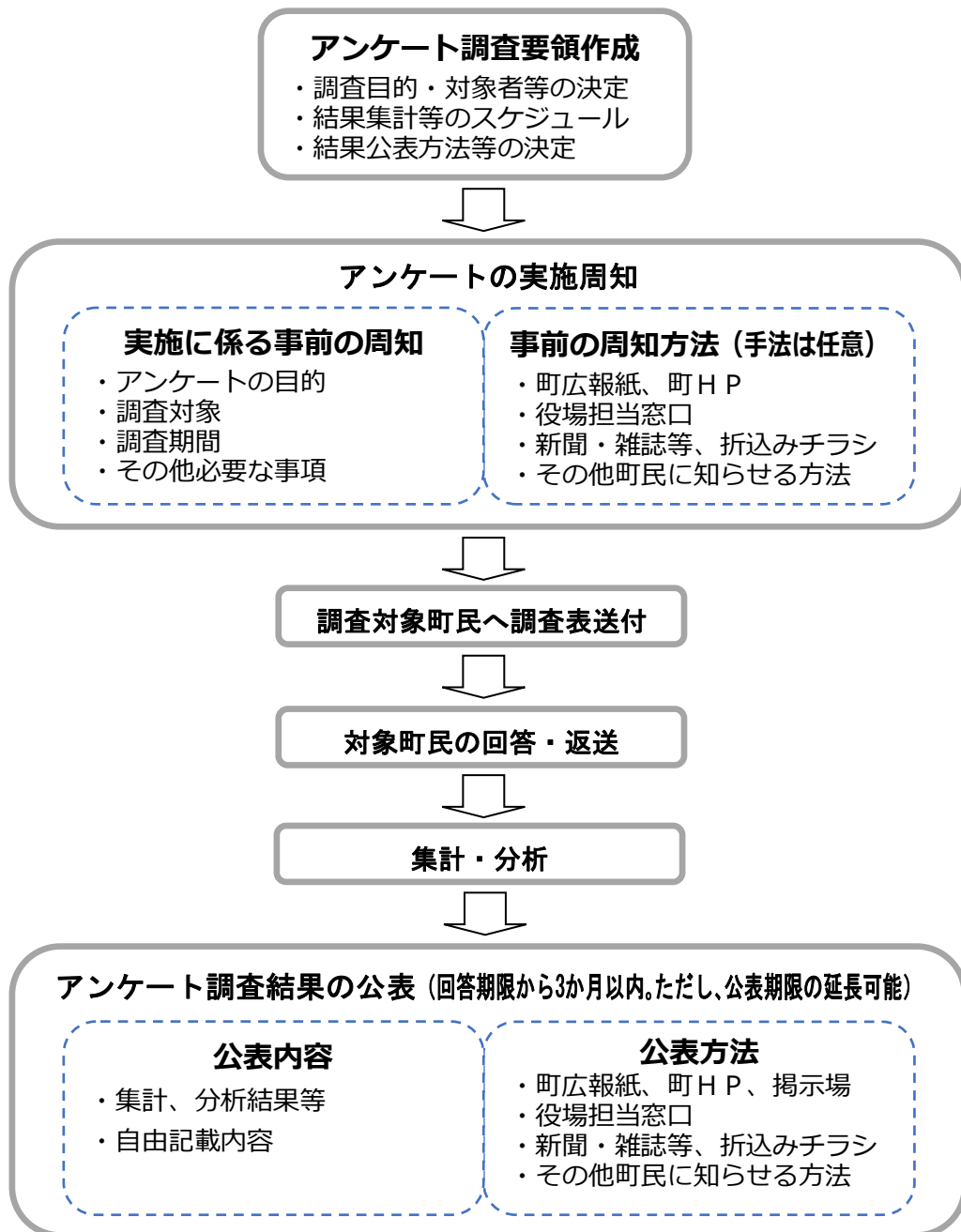


(2) アンケート調査

アンケート調査は、全ての町民又は統計学的な無作為抽出で選ばれた一部の町民に対して、同じ質問をすることで比較できる意見を集める調査でいい、選択方式の回答により、明確化された意見を集約する手法です。

計画の策定段階や事業の評価などで用いられ、郵送やインターネット・電子メールなどで回答することが可能であるため、回答者の負担は少ないものの、複雑な設問が多くなると回答率が低下する傾向があります。

[アンケート調査のイメージ] (重要施策等の案の策定に向けた意見聴取)



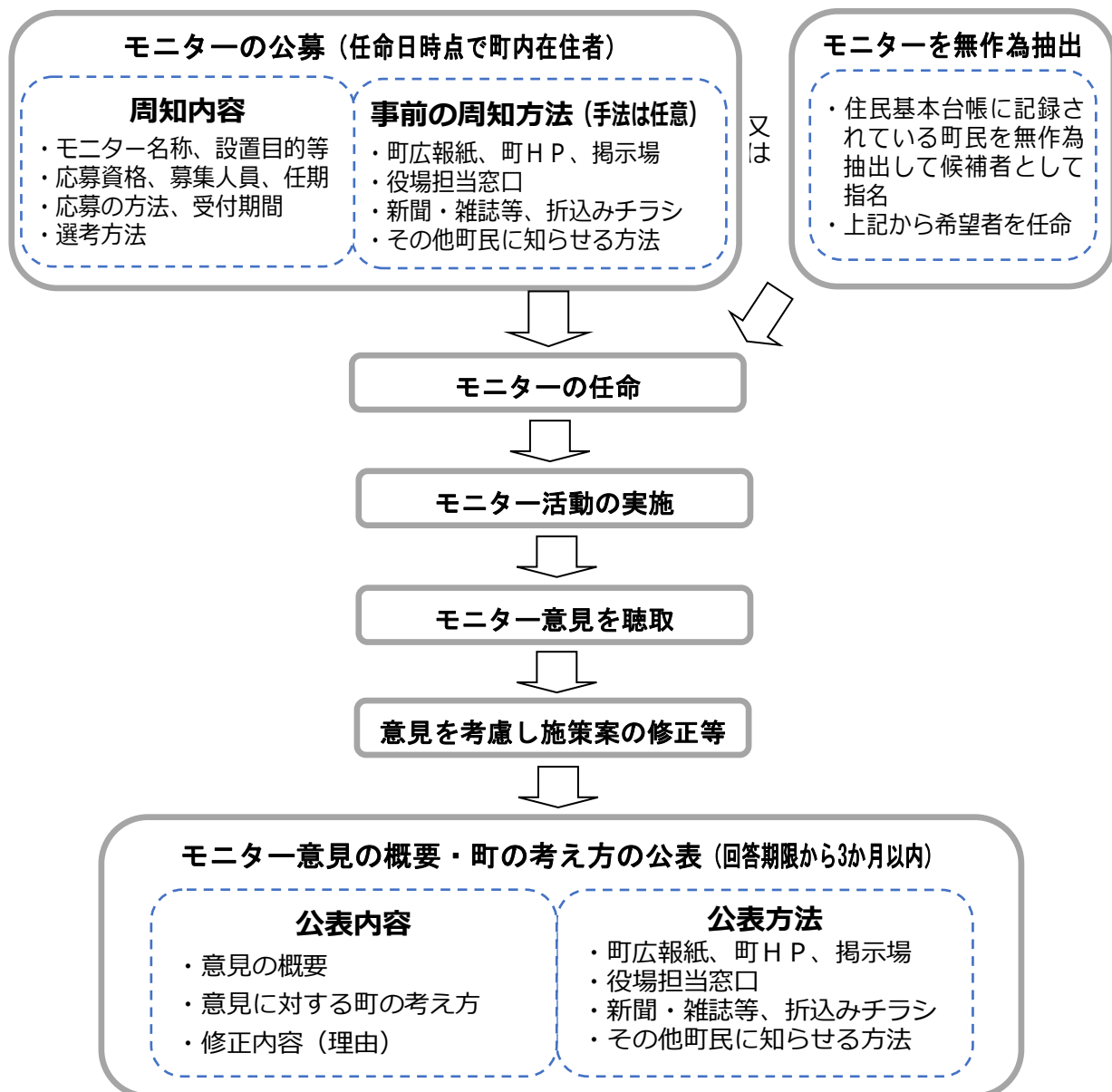
(3) モニター制度

重要施策等に関連する現状と課題について、事前に公募した町民から継続的に意見や感想を聴取し、その内容を施策等に反映していく手法です。

町では、既に広報モニターの設置で活用していますが、他の市町村では、市政モニターや道路モニターなど広い範囲で導入され、モニターから寄せられる意見や感想を行政活動に効果的に活用している事例もあり、今後「町民マスター制度」の構築と併せ、幅広い分野での活用も期待できます。

なお、町では、普段意見を表明する機会の少ない町民から広く意見を聴取する必要がある場合を想定し、公募に代えて住民基本台帳から無作為に選んだ町民を候補者として指名する新たな方法をモニター制度に適用できるように、規則で整理しています。

[モニター制度のイメージ] (重要施策等の案の策定に向けた意見聴取)

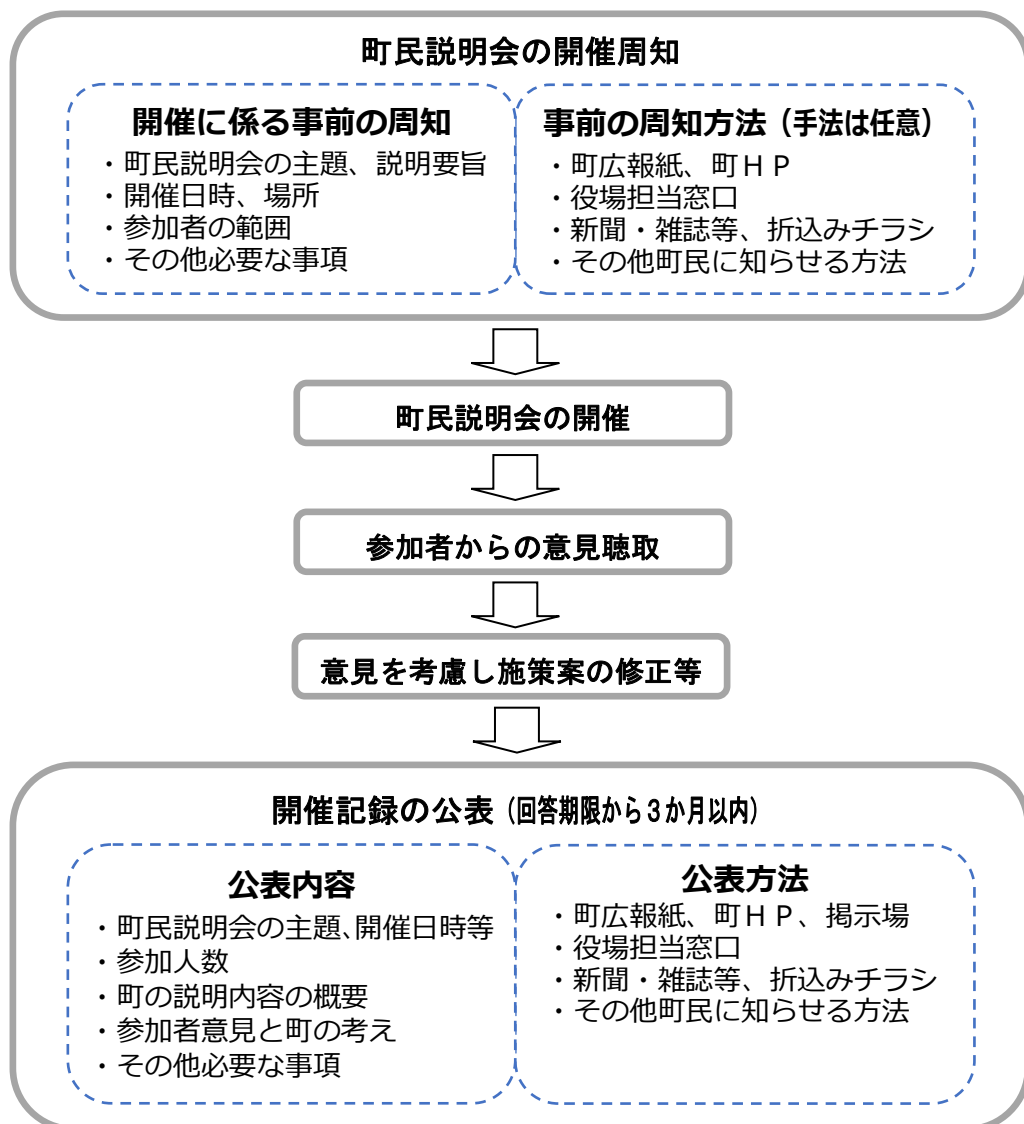


(4) 町民説明会

町民説明会は、町が重要施策等について町民に説明し、参加した町民と町が意見を交換する場として開催するものです。

この町民説明会の開催による意見聴取は、従来から町でも実施していますが、町と町民が直接対面して多様な意見等を導き出すことができるため、町民参画のひとつの手法として位置付けています。

[町民説明会のイメージ] (重要施策等の案の作成に伴う意見聴取)



(5) ワークショップ

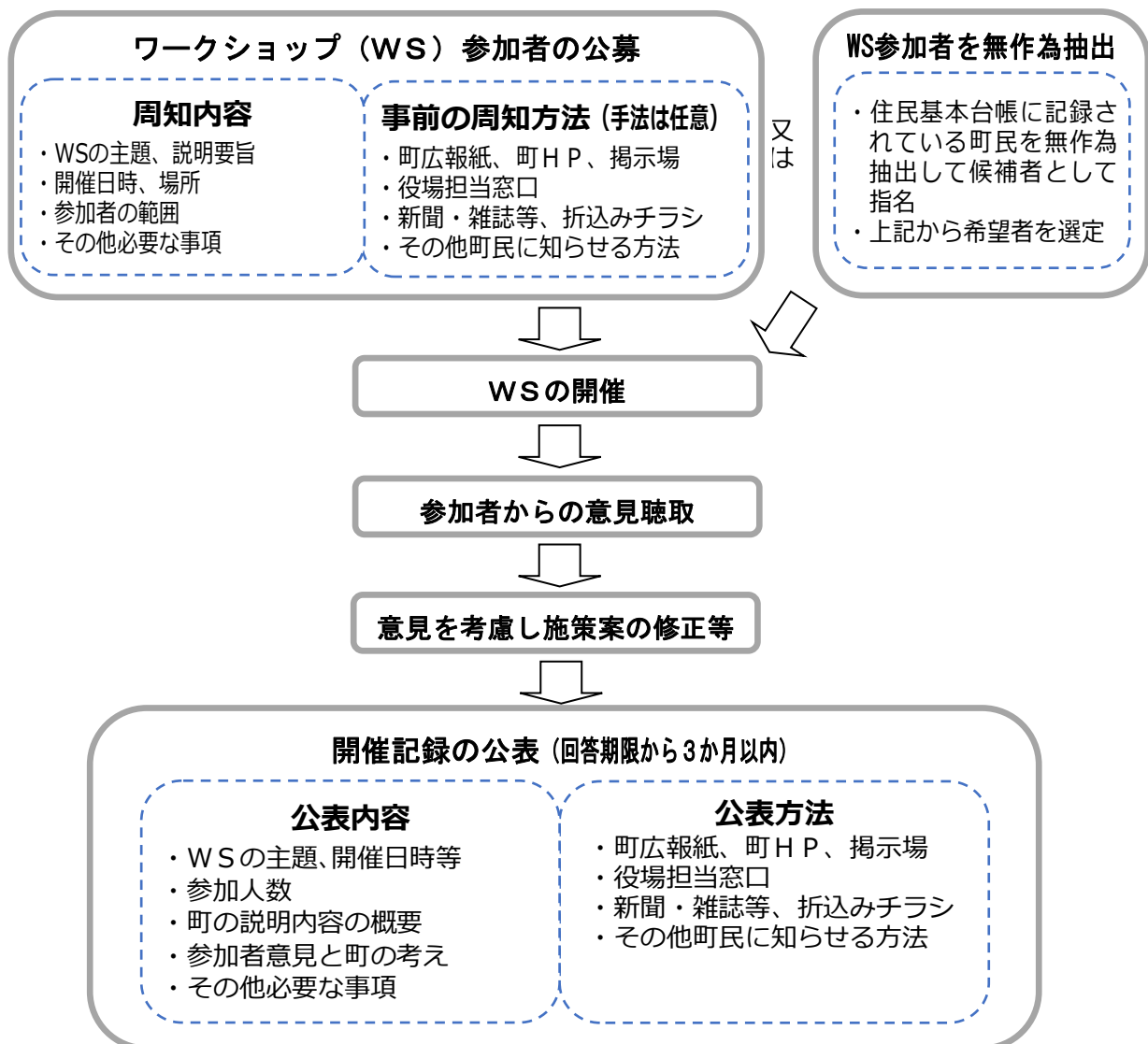
ワークショップとは、司会進行役のもと、事前に設定したテーマに沿って、参加町民相互による活発なグループ討議を通じ、意見を集約した上で、最終的な方向性を見出すための手法です。

カードを使ったグループ討議や、実際に図面に絵を描きこんでいく手法など様々な方法があり、参加者自身が手と身体と頭を使って作業を行うため、「説明をただ聞いて、意見を言う」形式の雰囲気とは異なり、誰もが建設的な意見を出しやすいよう工夫されています。

1回だけ開催する方法とともに、少人数が複数回集まって意見をまとめていく場合にも活用できます。

開催にあたっては、事前に公募する方法とともに、普段意見を表明する機会の少ない町民から広く意見を聴取する必要がある場合を想定し、公募に代えて住民基本台帳から無作為に選んだ町民を候補者として指名する新たな方法をワークショップ参加者に適用できるよう、規則で整理しています。

[ワークショップのイメージ] (重要施策等の案の策定に向けた意見聴取・町民提案)



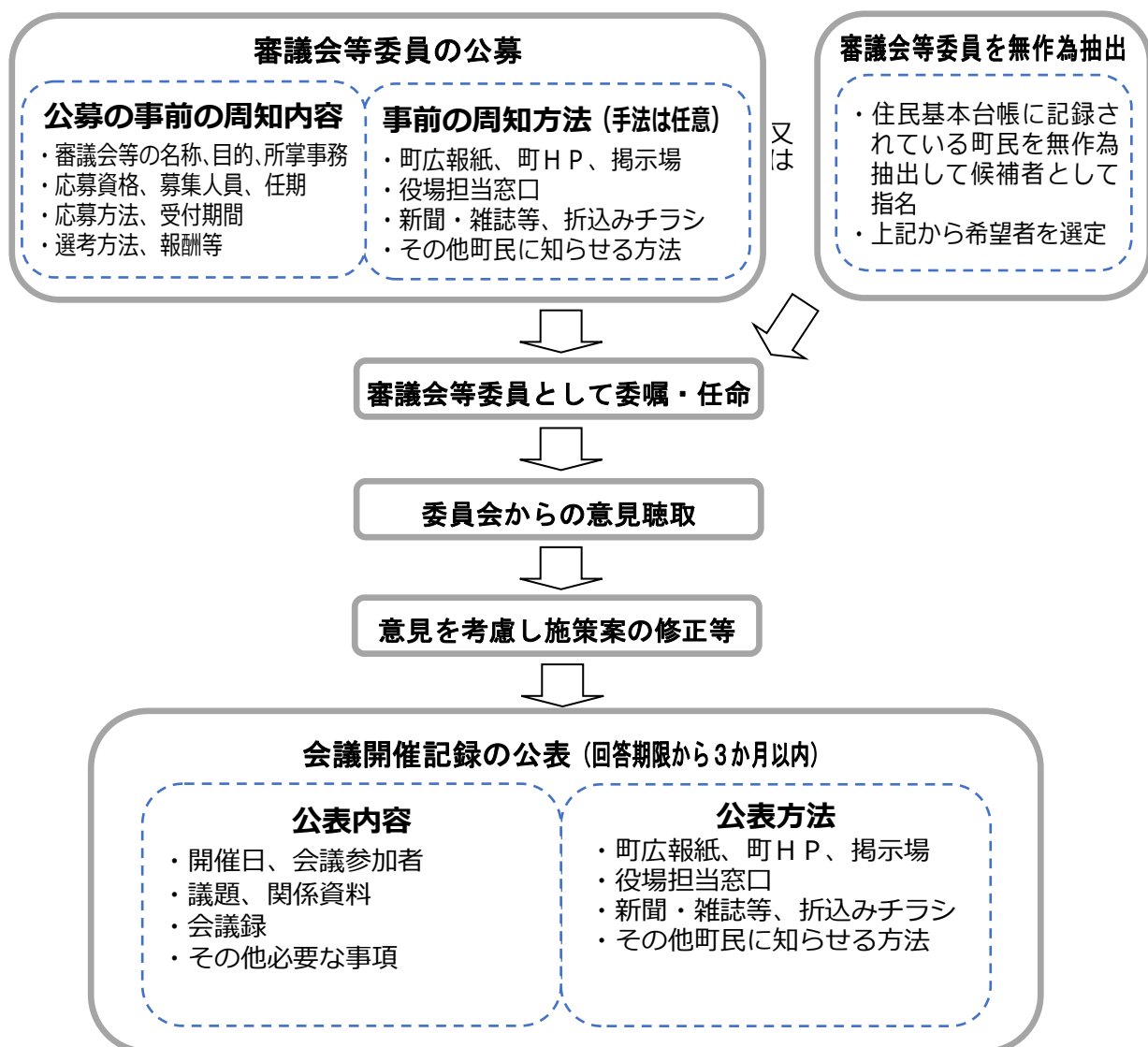
(6) 審議会等

審議会等とは、審議会や各種委員会など、法律、町条例等を根拠に設置される附属機関や町長が設置した審査、諮問、調査等を目的とした機関を指しますが、これら審査会等で重要施策等に係る議題を提案し、委員から意見を聴取することも町民参画のひとつの手法として位置付けています。

なお、審議会等の委員の委嘱・任命は、法令等で決められている場合を除き、公募するよう努めるとともに、男女の割合に配慮し、幅広い分野から人材を登用することで町民の多様な意見が反映されるよう努めることをルール化しています。

そのため、住民基本台帳から無作為に選んだ町民を候補者として指名する新たな方法を審議会等の委員の委嘱・任命に適用できるよう、規則で整理しています。

[審議会等のイメージ] (重要施策等の案の策定に向けた意見聴取・町民提案)



3 町民政策提案制度

(1) 町民政策提案制度とは

町政に対する町民参画をより一層推進するため、町民の多様な発想から生まれる優れた提案を積極的に町の施策に反映させるための制度です。

この制度は、協働のまちづくりを推進していくため、町と町民が共に取り組むことにより相乗効果が期待できる具体的な政策を提案してもらうものです。

そのため、個人的なものとしてではなく、一定程度の人の集まりの中で組織的に検討・吟味された結果を提案することが趣旨であることから、「**町内に住所を有する満20歳以上の10人以上の連署による提案**」という提案者要件を設けています。

(2) 町民政策提案の区分

町民政策提案制度には、次の2種類があります。

①町民自主的提案型協働のまちづくり政策（町民が自ら政策を提案）

「町と協働で取り組みたい」又は「地域にある身近な課題について、町と協働で取り組むことで解決できるかもしれない」と思うものを、町民が自主的に提案するもの。

②町政課題解決型協働のまちづくり政策（町の求めに応じて町民が提案）

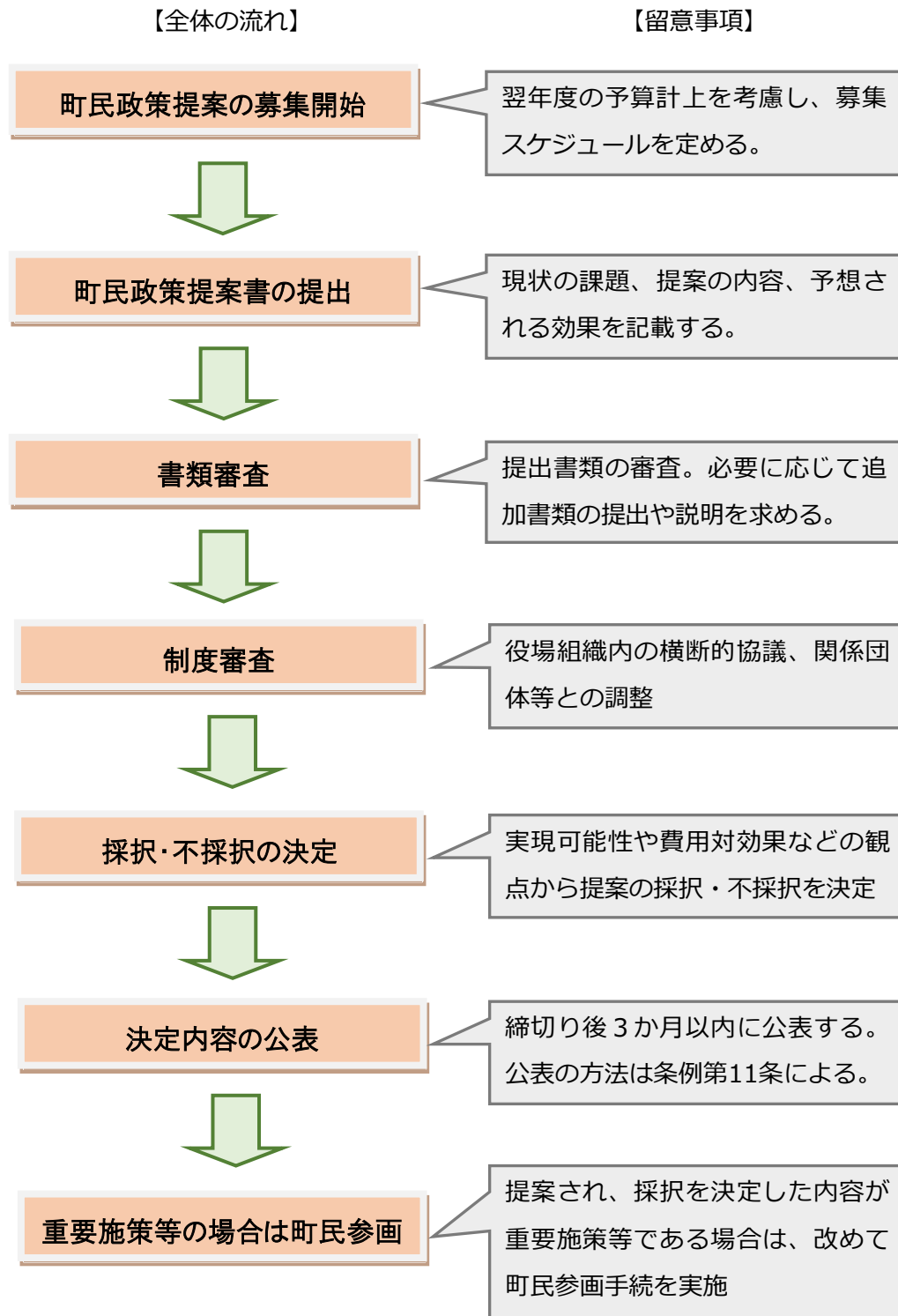
町が既に行っている事業で「住民活動団体の皆さんと、協働によって取り組んでいきたい」、「協働で取り組めば効果がある」と考えるものや、地域にある課題解決のために、「新たに住民活動団体の皆さんと協働で取り組みを進めていきたい」と考えているものを「テーマ」として設定し、町民提案を募集するもの。

(3) 町民政策提案の要件

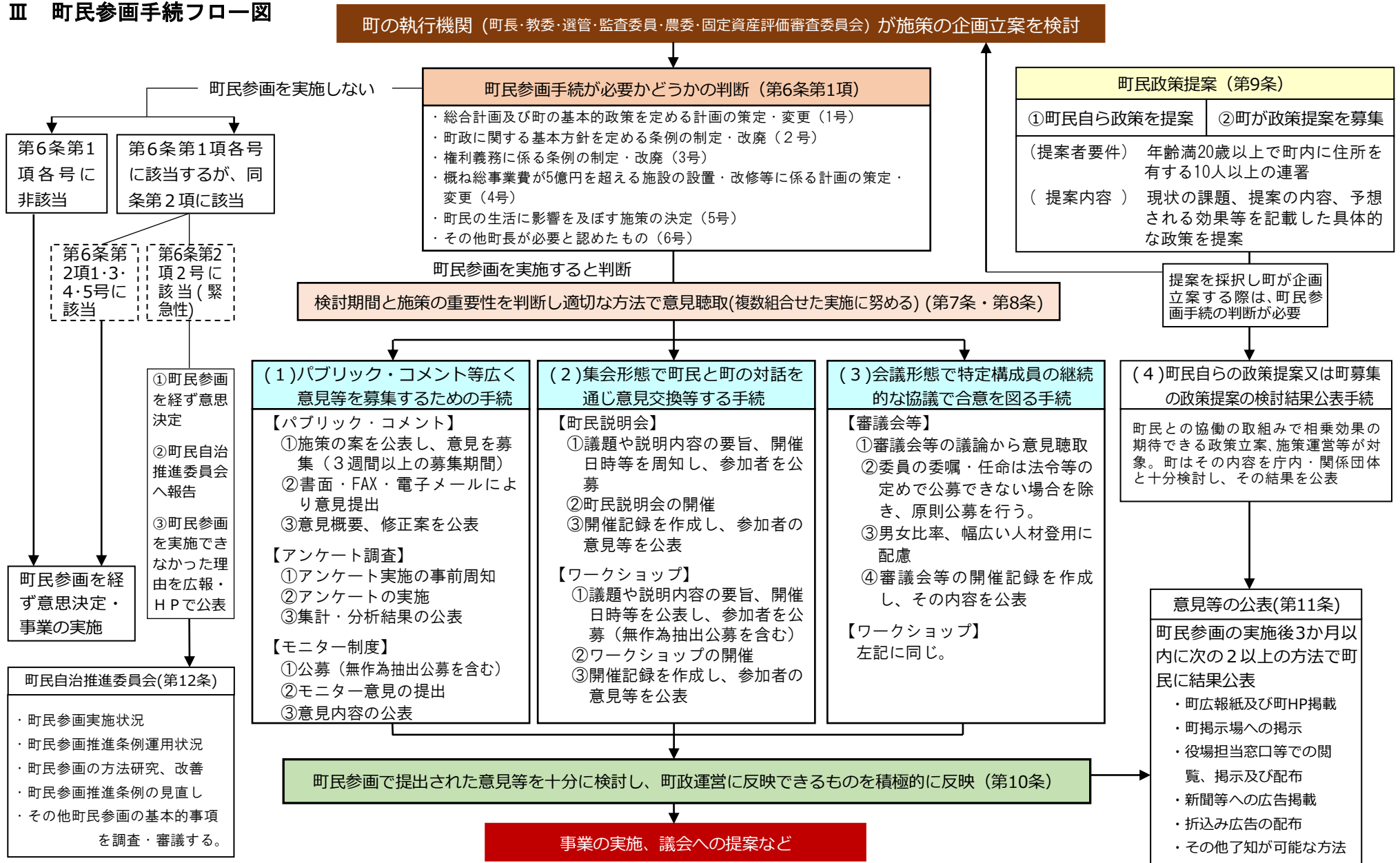
- ① 町内で行われる事業であること。
- ② 地域社会の発展や地域が抱えている課題、社会課題の解決が期待できるものであること。
- ③ 協働（町と町民の役割分担）で実施することが制度的に可能であり、その役割が明確・的確であること。

* 上記要件を満たしていても、特定の町民の利益になるものや、営利を目的とするもの、宗教活動・選挙運動を目的とするものなど、町が規則で定める事由に該当する場合には、政策提案できません。

(4) 町民政策提案制度の流れ



Ⅲ 町民参画手続フロー図



Ⅳ 安平町町民参画推進条例

(目的)

第1条 この条例は、安平町まちづくり基本条例（平成25年安平町条例第32号。以下「まちづくり基本条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、町民が町政運営に参画するための基本的な事項を定めることにより、町政運営への町民の参画を促し、もって町民と町による協働のまちづくりを推進することを目的とする。

【解 説】

◆安平町まちづくり基本条例第12条（参画機会と広聴制度）第1項において、「町政の基本的な事項を定める重要施策等の策定において、町民参画を基本に進める」ことが、同第2項では「町民の意見を政策に反映させるため、重要施策等の策定にあたっては事前に説明の機会を設けることに努める」ことが、同第3項では「町民から提案、意見等を聴取するための広聴制度を確立する」ことがそれぞれ規定され、町民参画の権利を保障しています。この条例は、その具体的方策等を規定するもので、町民の町政への参加と協働をより一層推進させるためのものです。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 町 町の執行機関である町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 町政 町民の福祉の増進を図ることを基本として、町がその事務処理をするために実施する政策、施策及び事務事業をいう。
- (4) 町民参画 町の政策立案、施策運営等に当たり広く町民の意向を反映し、町政を推進することをいう。
- (5) 協働 町民と町がそれぞれの役割と責任に基づき、相互に協力・補完しながら公共的かつ公益的な活動を行うことをいう。

【解 説】

◆この条例で定義する用語は、「町民」、「町」、「町政」、「町民参画」、「協働」の5つとし、この条例の対象となる町民参画、町民協働に関わる施策を実施する機関ではない「議会」は含んでいません。

- ◆第1号の「町民」とは、まちづくり基本条例の規定と同様、安平町の在住者のほか、在勤、在学する者、法人格の有無にかかわらず組織として活動できる団体も含んでいます。これは、参加と協働の内容や今後の住民活動の変化に対応できるよう、町民の範囲を広げ、多くの人々が対象となるように配慮しています。
- ◆第2号の「町」とは、議会を除いた町の執行機関をいいます。
- ◆第3号の「町政」とは、地方自治法第2条の規定により、行政が行う事務をいいます。

(例示)

- 公共の秩序を維持し、町民等の安全、健康及び福祉を保持すること。
- 公園、道路、河川等を設置し、又は管理すること。
- 学校、公民館、体育館等の施設を設置し、又は管理・運営すること。 など

- ◆第4号の「町民参画」とは、町民が自治の主体者として、行政活動の企画立案から実施、評価までの全てにかかわり、町政を推進することをいいます。
- ◆第5号の「協働」とは、まちづくり基本条例の理念に基づき、町民と町がそれぞれの役割と責任に基づき、連携・補完しながらまちづくり活動を行うことをいいます。

(町民参画の基本原則)

第3条 町民参画は、町民が自ら町政に参画する権利と機会を保障し、町民と町が協働のまちづくりを進めることを基本原則とする。

【解 説】

- ◆町民参画の基本原則として、まちづくり基本条例第11条で規定する「権利」と同第12条に規定する「参画機会」を保障して、協働のまちづくりを進めことを明文化しています。

(町民の役割)

第4条 町民は、まちづくりにおける自らの果たすべき責任と役割を理解し、町政に関心を持つよう努めるものとする。

- 2 町民は、地域活動に理解を深めるとともに、当該地域活動への積極的な参加に努めるものとする。
- 3 町民は、町民相互の立場や意思を尊重し、思いやりと協調性を持って町民参画することに努めるものとする。
- 4 町民は、公共の利益を考え、意欲と責任をもって、自発的に町民参画することに努めるものとする。
- 5 町民は、町民参画に当たって、その権利を濫用してはならず、常に自治の実現のために行使するものであることの認識に努めるものとする。

【解 説】

- ◆まちづくり基本条例第33条（町民の責務）に基づき、町民は、自ら生活する地域をより良いものにするため、自治活動やボランティア活動等に理解を深め、まちづくりに積極的に参画することが期待されます。
- ◆また、町民が自主的に取組む活動の中には、行政の事業と重なり合う部分があり、質の高い町民サービスを創出するため、町民と町がそれぞれの知恵や発想を出し合い、それぞれの役割分担のもとに行動することが求められています。
- ◆第1項から第5項までの解説は次のとおりです。
 - 〔第1項〕 地域のことは地域で決め、地域が責任を持つという「自己決定・自己責任」の地方分権社会に対応した町民主体の社会システムを構築するには、町民一人ひとりが町政に参画する意識が必要です。
 - 〔第2項〕 地域の資源や課題を十分理解した上で、自らの知恵と経験を活かして地域活動等に参加することで、協働社会の構築が加速します。
 - 〔第3項〕 町民は、常にお互いの自主性と主体性を尊重するとともに、平等・対等なパートナーとして相手を思いやり、共助の精神を醸成する必要があります。
 - 〔第4項〕 町民は、町全体の利益のため、町民参画を推進する役割があります。
 - 〔第5項〕 この条例の本来の目的から逸脱した権利を行使することなく、「町民と町民」、「町民と町」は信頼関係を築いて協働社会を実現する必要があります。

（町の役割）

- 第5条** 町は、町民とのコミュニケーションを推進するとともに、町民が行う地域活動やボランティア活動等の積極的支援に努めるものとする。
- 2 町は、町政の公正・公平な運営のため、庁内で必要な情報を共有するとともに、町民の意向や意見に対しては、誠意をもって説明責任を果たすものとする。
 - 3 町は、町政に関する情報を町民に分かりやすく公開し、積極的に発信するものとする。
 - 4 町は、積極的に町民参画の機会を設け、町民の意向や意見の把握に努めるとともに、把握した意向や意見の町政への反映に努めるものとする。

【解 説】

- ◆この条例をより実効性あるものとするため、町の役割を明確にしたもので、町民参加と町民協働を推進させるため、町民とのコミュニケーション、説明責任、情報の公開発信、意見の町政への反映を町の役割としています。
- ◆第1項から第4項までの解説は次のとおりです。
 - 〔第1項〕 町民と町が対等な立場で議論するためには、お互いをパートナーとして認め合い、理解し合うことが必要です。そのためには、コミュニケーションを促進し、地域活動等にも理解や支援が必要となります。
 - 〔第2項〕 行政活動は、地方分権の進展、町民ニーズの変化等で拡大を続け、この小さな町でも庁舎内での情報の共有が課題となりつつあります。町政を公正、公平に進めるためにも、庁舎内での情報の共有に留意し、町民に対する説明責任を果たさなければなりません。

〔第3項〕 安平町情報公開条例に基づき町民への情報提供に努めていますが、町民参画を推進させるうえで最も重要である「情報の提供」について、町の責務として改めて規定しています。情報の公開は、町民参画を実効あるものとするための大前提であり、積極的な情報の発信とは、町政の情報を町民と町が共有する状態を目指すもので、そのことにより町政の公正性、透明性を確保できます。発信する情報は、町政において本条例に規定するすべての町民参画に必要な情報を指し、情報の提供方法は、第11条に定める公表の方法とします。

〔第4項〕 町民参画の機会を設けるとは、パブリック・コメント、アンケート調査、モニター制度、ワークショップ、審議会等、町民政策提案等をいい、その中で得られた町民の意向、意見を町政に反映する努力を表すものです。

なお、「ていあんくん」を活用した提案・苦情の応答制度は、町民参画とは区分し、広聴制度として整理しています。

（町民参画の対象）

第6条 まちづくり基本条例第12条に規定する町政の基本的な事項を定める重要施策等は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更
- （2） 町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
- （3） 町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- （4） 大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- （5） 町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定
- （6） 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、町民参画の対象としないことができる。

- （1） 軽易なもの
- （2） 緊急に行う必要のあるもの
- （3） 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- （4） 町の内部事務処理に関するもの
- （5） 税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

3 町は、前項第2号の理由により町民参画を実施しなかったときは、まちづくり基本条例第37条に規定する安平町町民自治推進委員会（以下「推進委員会」という。）に報告し、その結果を公表するものとする。

【解 説】

- ◆まちづくり基本条例第12条第1項から第3項では「町政の基本的な事項を定める重要施策等の策定における町民参画」、「町民の意見を政策に反映させるため、事前に行う説明機会としての広聴制度の確立」について規定されていますが、第6条では、町民参画機会を設けるべき「重要施策等の策定」の対象を示しています。
- ◆また、対象としない例外を規定するとともに、緊急に行う必要性から参画機会を実施しなかった場合の取扱いを併せて規定しています。
- ◆第1項及び第2項の解説は次のとおりです。

[第1項第1号] 「総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更」とは、総合計画基本構想、同基本計画及びまちづくり基本条例第23条・第24条の逐条解説で例示する計画（(例)地域防災計画、地域福祉総合計画、農業振興地域整備計画）など、全町域を対象として将来の町の施策展開の基本方針や進むべき方向その他基本的な事項を定める計画や構想などをいいます。

[第1項第2号] 「町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃」とは、まちづくり基本条例、環境基本条例、情報公開条例、個人情報保護条例など、この条例を含む、町政全般についての基本理念や基本方針等を定める条例をいい、対象は町の規則や要綱は含みません。

[第1項第3号] 「町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃」とは、次の例が該当します。

- 町民がある行為をしようとする場合に町が許認可を行うもの
（公共施設の使用許可が規定されている条例も含まれます。）
- 基準に違反した場合に町が改善命令等を行うもの
- 公益の利益を害する行為として禁止規定を設けるもの
- 権利を制限する対象等が限定されている場合も、原則として対象。

[第1項第4号] 「大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更」とは、広く一般町民が使用する公民館、体育施設、公園等をいい、新設のほか、既存施設の移転や廃止、統廃合、これらの跡地利用計画（統廃合や施設再配置による跡地活用や処分計画等）なども含まれ、その事業費が概ね5億円を超える事業が対象となります。

[第1項第5号] 「町民生活に重大な影響を及ぼす施策の決定」とは、住民サービスに関係する規則、要綱、基準等で定めるものも含みます。

[第1項第6号] 上記のほか、まちづくり基本条例やこの条例の基本理念や目的に鑑み、町長が町民参画機会を設けるべきと判断したものを指します。

[第2項] 第1項の例外として、時間的な制約によりやむを得ず町民参画ができないものについて定めています。なお、第5号に規定する「税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」を対象外としている理由は次のとおりです。

- 「税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」とは、地方自治法第74条第1項で規定する「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」を指します。
- 地方自治法では条例制定又は改廃に係る直接請求権をこの74条で認めていますが、金銭徴収に係る条例制定・改廃は自治体の財政的基盤を危うくするものであることから、除外されており、町民参画についても同様の取扱いとしています。
- なお、住民生活に大きな支障を及ぼす料金等の改定について、必要がある場合には、第1項第6号の規定で町民参画機会を設けることになります。

〔第3項〕 町民自治推進委員会の役割は第12条で規定していますが、その1つとして第2項第2号に規定する「緊急に行う必要性」から参画機会を実施しなかった例外措置は、同委員会に報告し、その結果を公表することとしています。
(公表の方法は町広報紙及び町ホームページ)

(町民参画の方法)

第7条 町民参画は、意見聴取及び意見提出により行うものとし、その方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パブリック・コメント等広く意見等を募集するための手続き
- (2) 集会の形態をとり、町民と町の対話を通じて意見交換等を行うための手続き
- (3) 会議の形態をとり、町民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続き
- (4) 町民が自ら施策を提案し、又は町の求めに応じて町民が提案すること（第9条において「町民政策提案」という。）に対して、その提案の概要、提案に対する町の考え及び結果を公表する手続き

【解 説】

- ◆安平町における町民参画は「意見聴取」と「意見提出」によるものとし、これら手法（手続き）の具体的種類をこの7条で定めています。
- ◆4つの手続き（第1号から第4号まで）の解説は次のとおりです。

〔第1号〕 「パブリック・コメント等」に該当する手続き例

＜パブリック・コメント＞

政策等の策定途中でその計画などの素案を公表し、それに対して町民が意見、課題、問題点、情報等を提出し、提出された意見等を考慮して政策等を決定していく一連の手続きです。

安平町でもまちづくり基本条例制定前から既にこの手続きを用いた意見聴取を行っています。（第1号の規定による意見聴取は基本的にパブリック・コメントによる実施が多数）

<アンケート調査>

アンケート調査とは、多くの町民に同じ質問をすることで、比較できる意見を集め、町民の意見を把握しようとするものですが、対象事案に限られることや、設問を複雑にすることで回収率が低下するなど課題があり、また、統計学的な専門知識も必要となることから、実施に際しては慎重に検討します。

<モニター制度>

安平町のモニター制度としては、現状では「広報モニター」があり、毎月、配布される町の広報紙に対する感想、意見を町に伝えています。他の市町村では、市政モニターや道路モニターなど広い範囲で導入され、モニターから寄せられる感想や意見を行政活動に効果的に活用している事例もあり、安平町でも更なる導入を検討していきます。

[第2号] 「集会の形態をとり、町民と町の対話を通じた意見交換等」に該当する手続き例

<町民説明会>

町民説明会とは、町が施策の策定等において、事前にその考え方を町民に説明を行い、その理解を求め、意見を聴くものをいいます。

<ワークショップ>

ワークショップとは、町が施策の策定において、早い時期から町民参加手続きを実施することが適当と認められる場合に、町民同士や町民と行政が自由な作業や議論を行うことを通して合意形成を図るものをいいます。

[第3号] 「会議の形態をとり、町民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図る」に該当する手続き例

<委員会・審議会等>

町民の町政への参加の機会をより拡大し、幅広く町民の声を反映させるためには、委員会・審議会等の運営は大変重要です。町非常勤特別職として限られたメンバーで町の重要事項等を検討・審議するため、町民の現状、意識を正しく反映し、多様な意見を取り入れ、多くの人が平等に参加の権利を有することができるよう、委員の年齢・性別や構成が偏らない配慮が必要です。

また、幅広く民意を反映させるためには、新しい町民の参加を促進し、委員会・審議会等を活性化する必要があり、委員の選任については、公募や無作為抽出方式等などの手法を用いて選任するよう努めます。

なお、「無作為抽出方式」とは、住民基本台帳から無作為で委員を選任する方法で、導入の背景としては、参加する町民が固定化する傾向にあり、幅広い町民参画を得るための工夫として考案された手法です。

<ワークショップ（継続的）>

＊第2号で記載したとおり。

[第4号] 町民政策提案

協働のまちづくりを推進するために、町と協働して取り組むことにより相乗効果が期待できる政策立案、施策運営等を、町民が政策提案できる「町民政策提案制度」を創設しました。手続は第9条で規定しています。

（町民参画の実施）

第8条 町は、町民参画を実施しようとするときには、前条に掲げる方法のうちから、適切な方法を選択し実施するものとする。

2 町は、町民参画の実施に当たっては、政策の目的及び課題、提案の方法、提出期間その他提案に必要な事項を町民に明らかにした上で行うものとする。

3 町は、町民から町民参画の実施により意見等があったときは、その内容を総合的に検討し、当該提出があった日から3か月以内に検討の結果等を当該町民（前条第4号の手続きにあっては、その代表者）に通知するとともに、その概要を公表するものとする。

【解 説】

- ◆町民参画の手続きを行うときは、それぞれの施策にふさわしい適切な方法を選択するものとし、必要に応じて他の町民参画の手続きを組み合わせるなど、多くの町民が公平に参加できるような方法の検討と情報の提供が必要となります。
- ◆十分な検討期間があるものや町民生活に影響を及ぼす重要な施策は、①事前のアンケート調査の実施やワークショップを通じて町民意見を聴取し、②委員会・審議会等による議論・審議を経た上で、③最終的なパブリック・コメントの実施により修正を加えるという複数の手続きを経ることが重要となります。
- ◆時間的な制約や施策等の適性を十分考慮して、町民参画の手続きを決定します。
- ◆この条例に基づき行った町民参画手続きにより町民から意見等があったときは、提案があった日から3か月以内に結果を報告することとしています。
- ◆3か月以内という期間は、役場内における横断的な協議・検討や関係団体等との調整を想定した最長の期限であり、可能な限り早い段階で町民に対して通知・公表するよう努めます。

（町民政策提案の手続）

第9条 第7条第4号に規定する町民政策提案は、年齢満20歳以上で町内に住所を有する10人以上の連署をもって、その代表者から町に対し、対象施策について、現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を提案することができる。

【解 説】

- ◆町民からの町政に対する建設的な提案や、多様な発想から生まれる各種事業の企画を広く募り、優れた提案を積極的に町の施策に反映させるための制度として「町民政策提案制度」を創設しています。
- ◆政策提案できるものは、町と町民が協働で取り組むことにより、相乗効果の期待できる政策立案、施策運営等として、次の2種類に分けています。
 - （1） 町民自主的提案型協働のまちづくり政策
町民が自主的に提案する政策
 - （2） 町政課題解決型協働のまちづくり政策
あらかじめ町から課題提起された内容に対して提案する政策

- ◆政策提案は、①町内で実施する政策等であること。②地域社会の発展又は地域課題が解消されるものであること。③協働が可能で役割が明確かつ適切なものであること。の3要件を満たすものとし、効果が特定の者の利益となるものや営利目的、政治・宗教活動に該当するものは、対象となりません。
- ◆政策提案制度は、実施に当たり予算付けが必要となる場合もあるので、期間を設けて受付するものとし、協議・調整の結果は、第11条に規定する方法で公表します。
- ◆その提案が個人の考えではなく、町民同士で十分に協議された政策である必要があるため、提案者要件を設けています。

（提出された意見等の尊重）

第10条 町は、町民参画の実施により提出された意見等を十分に検討し、町政運営に反映できるものについては、積極的に反映させるよう努めるものとする。

【解 説】

- ◆町は、町民参画の実施で出された意見・提案等をできるだけ尊重して事業を実施するよう努めるものとし、内部的な協議にとどまらず、必要に応じて関係機関とも協議を行い、社会情勢、財政状況、政策展開など幅広い視野に立って、検討を行います。
- ◆また、その内容がどのように施策等に反映されたのか、又は受け入れられないと判断したのかなど、その結果を第8条及び第11条の規定により公表するものとします。

（公表の方法）

第11条 公表の方法は、次に掲げるとおりとし、2以上の方法により行うものとする。

- (1) 町広報紙及び町ホームページへの掲載
- (2) 安平町公告式条例（平成18年安平町条例第3号）に定める掲示場への掲示
- (3) 町の担当窓口等での閲覧、掲示及び配布
- (4) 新聞、雑誌等への広告の掲載
- (5) 折込み広告の配布
- (6) その他不特定多数の者が了知することができると町長が認める方法

【解 説】

- ◆「公表」とは、内容の要旨等を広く分りやすく町民に知らせることを指し、情報公開条例に基づき求めに応じて情報をそのまま知らせる「公開」とは区別しています。
- ◆提出された意見、提案、情報の内容は、2つ以上の方法により、公表することを定めていますが、公表する媒体によっては、その公表内容を要点としてまとめる場合（(例)町広報紙は紙面に限りがあるため、全文掲載が無理な場合は要点の掲載とし、補完的にホームページ等を活用して全文掲載するなど）も想定されます。
- ◆なお、意見等に個人情報、法人情報等が含まれている場合は、その利益等を守るため、その部分については公表しない場合もあります。

(推進委員会の役割)

第12条 町民参画の適切な運用及び町民参画を推進する上で必要な事項の審議は、推進委員会で行うものとする。

2 推進委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、町民参画の推進に関する事項について、町長に意見を述べるものとする。

- (1) 町民参画の実施状況に関する事項
- (2) この条例の運用状況に関する事項
- (3) 町民参画の方法の研究及び改善に関する事項
- (4) この条例の見直しに関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町民参画に関する基本的事項

【解 説】

◆まちづくり基本条例第37条の規定に基づき設置される町民自治推進委員会は、まちづくり基本条例の運用状況等の調査・審議機関であるとともに、町民参画の実施状況等も調査・審議する役割を併せ持っています。

◆委員会が所掌する第1号から第5号までの事項の解説は次のとおりです。

〔第1号〕 本制度が運用されてから一定期間が経過した後、町民参画に係る実施状況と進捗度を総合的に評価し、町長に報告するものです。

〔第2号〕 本制度が町の意図だけに左右されず透明性をもって推進されることを担保するものです。

〔第3号〕 本制度をさらに推進させるため、制度のさらなる検討と改善について調査・審議するものです。

〔第4号〕 審議・評価を具現化するための本条例の見直しについては、さらに推進委員会で十分な審議を行い、本制度の趣旨に則った判断を行うものです。

〔第5号〕 第1号から第4号以外で町民参画に係る全般的なものも調査・審議できるよう規定したものです。

(町民参画の実施状況等の公表)

第13条 町は、毎年度、町民参画の実施状況に関する事項を公表するものとする。

◆町民参画の実施状況を推進委員会で評価し、その結果を町民に公表します。町民と町がお互いに対等な関係を保つパートナーシップの精神を尊重する本条例の趣旨に則り、広く町民に周知して制度の透明性を高め、制度の実効性を確保しようとするものです。

(条例の見直し)

第14条 町は、社会情勢及び町民参画の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとする。

【解 説】

- ◆時代の変遷、社会経済情勢の変化により、その都度求められる町民参画のあり方も変化することから、時代の進展も考慮して、その時代に求められている町民参画、協働社会に合せた制度の見直しを行っていきます。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

【解 説】

- ◆この条例を施行するに際してその他必要な事項は、町長が規則等により定めることとしたものです。(次ページ以降にこの規定に基づいて制定した「安平町町民参画推進条例施行規則」を掲載しています。

V 安平町町民参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安平町町民参画推進条例（平成25年安平町条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント 町の施策を行うに当たり、町がその趣旨、内容その他必要な事項を公表し、書面等により広く町民の意見等を求める方法をいう。
 - (2) アンケート調査 町が施策について定型の質問形式で調査項目を設定し、一定の期間内に複数の町民に回答を求め、得られた回答を集計し、比較することをいう。
 - (3) モニター制度 公募等により住民モニターを依頼し、まちづくりに関する意見や提言を求める制度のことをいう。
 - (4) 町民説明会 町が施策について町民に説明し、並びに町民及び町が意見を交換する場をいう。
 - (5) ワークショップ 町民及び町が施策について対等な立場で研究し、又は議論し、共同作業を行う中で課題、問題等の抽出及び選択を行い、一定の合意形成を図る場をいう。
 - (6) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する法律又は条例に基づき設置された附属機関及び町が定める条例、規則等により設置された懇談会等をいう。
- 2 前項に掲げるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(町民参画を実施する総合計画の範囲)

第3条 条例第6条第1項第1号に規定する総合計画は、基本構想及び基本計画とする。

(町民参画を実施する大規模な町の施設の設置に係る計画等の範囲)

第4条 条例第6条第1項第4号に規定する大規模な町の施設の設置に係る計画等は、広く町民の利用に供する公共施設、道路、水道施設等の新設、改修等に係る事業であって、当該事業費の額（用地費、調査設計費、工事費等その施設の設置に係る総事業費）が概ね5億円を超えるのものとする。

(条例第6条第3項に規定する公表内容等)

第5条 条例第6条第2項第2号の規定により町民参画の対象としなかった場合における同条第3項に規定する公表の内容は、次のとおりとする。

- (1) 重要施策等（条例第6条第1項各号に該当するものをいう。以下同じ）の名称
- (2) 重要施策等の概要
- (3) 担当課名
- (4) 緊急に行う必要があるものと判断した理由

2 条例第6条第3項に規定する公表の方法は、町広報紙及び町ホームページへの掲載とする。

（町民参画の具体的方法）

第6条 条例第7条第1号から第3号までに規定する町民参画に係る具体的な方法は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第7条第1号 パブリック・コメント、アンケート調査及びモニター制度
- (2) 条例第7条第2号 町民説明会及びワークショップ
- (3) 条例第7条第3号 審議会等及びワークショップ

2 町は、条例第8条第1項の規定に基づき、適切な方法を選択して町民参画を実施する場合にあっては、前項各号の具体的な方法を複数組み合わせるよう努めるものとする。

3 町は、前2項に定めるもののほか、より効果的と認められる町民参加の方法がある場合は、これによることができる。

（パブリック・コメントの実施等）

第7条 町は、条例第7条第1号の規定に基づき、町民参画をパブリック・コメントの実施により行うときは、最終的な意思決定を行う前に、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 重要施策等の案
- (2) 重要施策等の案を作成した趣旨、目的等
- (3) 重要施策等の案の理解に必要と認める関連資料
- (4) 重要施策等の案に関し、他の町民参画の方法を複数組み合わせを行っている場合にあっては、その聴取した町民意見等に係る資料

2 前項に規定する公表の方法は、条例第11条の規定を準用する。

第8条 町は、パブリック・コメントの実施により町民から意見等の提出を求める場合には、当該意見等を提出するために必要な期間を勘案した3週間以上の提出期間及び提出方法を定め、前条に規定する公表と併せてこれを明示するものとする。

る。

- 2 前項の提出方法は、書面の提出、郵便、ファクシミリ、電子メール等のうちから町が選択して定めるものとする。
- 3 意見等を提出しようとする町民は、原則として住所、氏名その他町が必要と認める事項を明らかにしなければならない。

第9条 町は、前条の規定により提出された意見等を十分考慮して、重要施策等について最終的な意思決定を行うものとする。

- 2 町は、提出された意見等の概要、提出された意見等に対する町の考え方及び重要施策等の案を修正したときにあっては、その内容を条例第8条及び第11条の規定により公表するものとする。
- 3 町は、提出された意見等に、特定の個人又は法人その他の団体の権利利益を害するおそれがある情報、計画等の案等と関連性のない事項その他公表することが不適当と判断される事項が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

第10条 町は、パブリック・コメントを実施している案件の一覧を作成のうえ、町の広報紙及びホームページに掲載して公表するものとする。

- 2 前項の案件の一覧には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 重要施策等の名称
 - (2) 公表日
 - (3) 意見等の提出期限
 - (4) 重要施策等の案等の入手方法及び問合せ先

(アンケート調査の実施等)

第11条 町は、条例第7条第1号の規定に基づき、町民参画をアンケート調査の実施により行うときは、多くの町民から回答が得られるよう、次に掲げる事項を事前に周知するものとする。

- (1) アンケートの目的
 - (2) 調査対象
 - (3) 調査期間
 - (4) その他町が必要と認める事項
- 2 町は、回収したアンケートを集計したときは、その結果を条例第11条の規定により公表するものとする。この場合において、調査の集計、分析等に十分な期間が必要であると認めたときは、条例第8条第3項に定める期間を延長することができる。

(モニター制度の実施等)

第12条 町は、条例第7条第1号の規定に基づき、町民参画をモニター制度の実施により行うときは、次に掲げる事項を事前に周知し、原則としてモニターを公募（第18条の規定により無作為の方法により抽出した者による公募を含む。）するものとする。

- (1) モニターの名称、設置目的及び職務
- (2) 応募資格
- (3) 募集人員
- (4) 任期
- (5) 応募の方法及び受付期間
- (6) 選考方法

2 モニターに応募できる者は、当該モニターとして任命する日において町内に住所を有する者とする。

3 町は、モニター制度の実施によりモニターから意見等の提出があったときは、その内容を取りまとめ、条例第8条及び第11条の規定により公表するものとする。

（町民説明会の実施等）

第13条 町は、条例第7条第2号の規定に基づき、町民参画を町民説明会の実施により行うときは、次に掲げる事項を事前に周知し、参加者を公募するものとする。

- (1) 町民説明会の主題及び内容の要旨
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 参加者の範囲
- (4) その他町が必要と認める事項

2 町は、町民説明会を開催したときは、次に掲げる事項を記載した開催記録を作成し、不開示情報を除き、条例第8条及び第11条の規定により公表するものとする。

- (1) 町民説明会の主題
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 参加人数
- (4) 町が説明した重要施策等の案の概要
- (5) 参加者の意見等及び当該意見に対する町の考え方
- (6) その他町が必要と認める事項

（ワークショップの実施等）

第14条 前条の規定は、条例第7条第2号及び第3号の規定に基づき、町民参画をワークショップの実施により行う場合について準用する。この場合において、前条中「町民説明会」とあるのは「ワークショップ」と、「公募」とあるのは「公募

（第18条の規定により無作為の方法により抽出した者による公募を含む。）」と読み替えるものとする。

（審議会等の実施等）

第15条 町は、条例第7条第3号の規定に基づき、町民参画を審議会等の実施により行う場合における当該審議会等に係る基本的事項については、次条及び第17条の規定に定めるところによる。

第16条 町は、法令等の定めその他正当な理由がある場合を除き、審議会等の委員の委嘱又は任命は、当該審議会等の設置の趣旨及び審議内容に応じ、公募（第18条の規定により無作為の方法により抽出した者による公募を含む。）により行うよう努めなければならない。

2 町は、審議会等の委員を公募するときは、概ね次に掲げる事項を周知するものとする。

- （1） 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務
- （2） 応募資格
- （3） 募集人員
- （4） 任期
- （5） 応募の方法及び受付期間
- （6） 選考方法
- （7） 報酬額

3 町は、審議会等の委員の委嘱又は任命に当たっては、男女の割合に配慮するとともに、幅広い分野から人材を登用することにより、町民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。

4 前3号に規定するもののほか、審議会等の委員の委嘱又は任命に関し、必要な事項は、それぞれの審議会等を所管する課が別に定める。

第17条 町は、重要施策等に係る審議会等が開催されたときは、当該審議会等に関する記録を作成し、その内容を条例第8条及び第11条の規定により公表するものとする。

（無作為抽出型の公募の取扱い）

第18条 町は、普段意見を表明する機会がない町民から広く意見聴取する必要があると認めたときは、モニター制度、ワークショップ及び審議会等に係る公募に代えて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者の中から無作為の方法により抽出した者を選定し、これらの者を選任候補者として指名することができる。

2 町は、前項の規定により指名を受けた者で選任されることを希望する者が定員

を超えた場合には、抽選により選任することができる。

3 前2号に規定するもののほか、必要な事項は、公募を所管する課が別に定める。

（町民政策提案の実施等）

第19条 条例第9条の規定に基づき、同条例第7条第4号により町民政策提案することができるものは、町の総合計画に掲げた事業において、協働のまちづくりを推進するために、町と協働して取り組むことにより相乗効果が期待できる政策立案、施策運営等であって、次のいずれかに該当するものとする。

（1） 町民自主的提案型協働のまちづくり政策 条例第9条に規定する要件に該当する町民が自ら提案する政策

（2） 町政課題解決型協働のまちづくり政策 条例第9条に規定する要件に該当する町民があらかじめ町から課題提起された内容に対して提案する政策

2 前項に規定する町民政策提案は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

（1） 町内で行われる事業であること。

（2） 地域社会の発展又は地域が抱えている課題若しくは社会課題の解決が期待できるものであること。

（3） 協働で実施することが制度的に可能であり、その役割が明確かつ適切であること。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、政策提案できないものとする。

（1） 政策提案効果が特定の個人又は団体の利益となるもの。

（2） 政策提案の内容が営利を主たる目的とするもの。

（3） 政治活動、宗教活動又は選挙運動を目的とするもの。

（4） 施設等の建設又は整備を主たる目的とするもの。

（5） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が統制している団体からの提案であるもの。

（6） 物品販売を主たる目的とするもの。

（7） 法令等に反するもの。

（8） 公序良俗に反するもの。

（9） その他町が政策提案として適切でないと認めたもの。

4 政策提案をしようとする者（次項において「政策提案者」という。）は、町民政策提案書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

5 町は、政策提案の内容を検討するに当たり、政策提案者に必要な書類の提出を

求めることができる。

(広聴活動)

第20条 町は、条例及びこの規則の規定にかかわらず、別に定める町民提案制度その他の広聴活動を通じて町政に対する町民意見の把握に努めるものとする。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成26年12月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に着手され、又は安平町議会の議決を経て実施されている施策であって、時間的な制約がある場合その他正当な理由により町民参画を求めることが困難な場合については、第6条の規定に基づく具体的方法による町民参画の実施に係る関係規定は、適用しないことができる。

様式第 1 号（第19条関係）

町民政策提案書

年 月 日

安平町長 様

提案代表者

住 所

氏 名

連絡先

印

安平町町民参画推進条例施行規則第19条第3項の規定により、別紙町民政策提案者名簿を添えて、次のとおり提案します。

1 政策提案の名称	
2 提案の趣旨	
3 提案の理由	
4 予想される効果	
5 添付資料	
6 その他	

年 月 日 提出

別紙

町民政策提案者名簿

1 政策提案の名称 _____

2 署名欄

番号	氏 名	住 所	生年月日	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(注) 氏名は自書してください。ただし、身体の故障等により自書できない場合は、代筆することができます。代筆した場合は、備考欄に代筆者の氏名を記入し、代筆者の印を押してください。

安 平 町 町 民 参 画 推 進 条 例（逐条解説）

平成26年12月26日施行

安平町役場企画財政課

〒059-1595 勇払郡安平町早来大町95番地

TEL 0145-22-2751

E-mail kikaku@town.abira.lg.jp